（建築基準法施行令の一部改正）

第二条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十八条の五」を「第百二十八条の六」に、「第百二十八条の六」を「第百二十八条の七」に改める。

第十三条第六号中「第百二十六条の四」を「第百二十六条の四第一項」に改める。

第二十条の七第一項第一号中「及び第百八条の三第一項第一号」を「、第百八条の四第一項第一号及び第百九条の八第二号」に改める。

第八十二条の二中「第百九条の二の二」を「第百九条の二の二第一項」に改める。

第百七条の二第一号中「次の表」の下に「の上欄」を加え、「に掲げる時間」を「の下欄に掲げる時間において」に改める。

第百八条の三の見出し並びに同条第一項及び第二項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第三項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第百二十八条の六第一項」に改め、同条第四項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第百二十八条の六第一項」を「第百二十八条の七第一項」に改め、「防火設備の構造は」の下に「第百十二条第一項に規定する」を加え、同条を第百八条の四とする。

第百八条の二の次に次の一条を加える。

（主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分）

第百八条の三　法第二条第九号の二イの政令で定める部分は、主要構造部のうち、次の各号のいずれにも該当する部分とする。

一　当該部分が、床、壁又は第百九条に規定する防火設備（当該部分において通常の火災が発生した場合に建築物の他の部分又は周囲への延焼を有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）で区画されたものであること。

二　当該部分が避難の用に供する廊下その他の通路の一部となつている場合にあつては、通常の火災時において、建築物に存する者の全てが当該通路を経由しないで地上までの避難を終了することができるものであること。

第百九条第一項中「第二十一条第二項第二号」を「第二十一条第二項」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、同条第二項中「その壁」を「袖壁」に改める。

第百九条の二の二の見出しを「（主要構造部を準耐火構造とした建築物等の層間変形角）」に改め、同条中「法第二条第九号の三イに該当する建築物」を「主要構造部を準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）」に改め、同条に次の二項を加える。

2　建築物が第百九条の八に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

3　法第二十六条第二項に規定する特定部分（以下この項において「特定部分」という。）を有する建築物であつて、当該建築物の特定部分が同条第二項第一号（同号に規定する基準に係る部分を除く。）又は第二号に該当するものに係る第一項の規定の適用については、当該建築物の特定部分及び他の部分をそれぞれ別の建築物とみなす。

第百九条の五の見出し中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第一号イ中「次の表」の下に「の上欄」を加え、「に掲げる時間」を「の下欄に掲げる時間において」に改め、同条第二号中「第百八条の三第一項第一号イ」を「第百八条の四第一項第一号イ」に改める。

第百九条の七を次のように改める。

（大規模の建築物の壁、柱、床その他の部分又は防火設備の性能に関する技術的基準）

第百九条の七　法第二十一条第二項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　主要構造部の部分及び袖壁、塀その他これらに類する建築物の部分並びに防火設備の構造が、当該建築物の周辺高火熱面積の規模を避難上及び消火上必要な機能の確保に支障を及ぼさないものとして国土交通大臣が定める規模以下とすることができるものであること。

二　特定主要構造部が第百九条の五各号のいずれかに掲げる基準に適合するものであること。

2　前項第一号の「周辺高火熱面積」とは、建築物の屋内において発生する通常の火災による熱量により、当該建築物の用途及び規模並びに消火設備の設置の状況及び構造に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した当該建築物の周囲の土地における熱量が、人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める熱量を超えることとなる場合における当該土地の面積をいう。

第百九条の九を第百九条の十とし、第百九条の八を第百九条の九とし、第百九条の七の次に次の一条を加える。

（別の建築物とみなすことができる部分）

第百九条の八　法第二十一条第三項、法第二十七条第四項（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第六十一条第二項の政令で定める部分は、建築物が火熱遮断壁等（壁、柱、床その他の建築物の部分又は第百九条に規定する防火設備（以下この条において「壁等」という。）のうち、次に掲げる技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分とする。

一　当該壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて火災が継続することが予測される時間をいう。以下この条において同じ。）加えられた場合に、当該壁等が構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

二　当該壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）のうち防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるもの以外のもの（ロにおいて「特定非加熱面」という。）の温度が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める温度以上に上昇しないものであること。

イ　ロに掲げる場合以外の場合　可燃物燃焼温度

ロ　当該壁等が第百九条に規定する防火設備である場合において、特定非加熱面が面する室について、国土交通大臣が定める基準に従い、内装の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置が講じられているとき　可燃物燃焼温度を超える温度であつて当該措置によつて当該室における延焼を防止することができる温度として国土交通大臣が定める温度

三　当該壁等に屋内において発生する通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該壁等が屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

四　当該壁等に通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊によつて生ずる応力が伝えられた場合に、当該壁等の一部が損傷してもなおその自立する構造が保持されることその他国土交通大臣が定める機能が確保されることにより、当該建築物の他の部分に防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じさせないものであること。

五　当該壁等が、通常の火災時において、当該壁等以外の建築物の部分から屋外に出た火炎による当該建築物の他の部分への延焼を有効に防止できるものであること。

第百十条の見出し及び同条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第一号イ中「次の表」の下に「の上欄」を加え、「に掲げる時間」を「の下欄に掲げる時間において」に改め、同条第二号中「第百七条各号又は第百八条の三第一項第一号イ及びロ」を「第百九条の五各号のいずれか」に改める。